

品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱

制定	平成 23 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 74 号
改正	平成 24 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 116 号
改正	平成 25 年 7 月 12 日	区長決定	要綱第 123 号
改正	平成 26 年 2 月 28 日	区長決定	要綱第 16 号
改正	平成 27 年 3 月 25 日	区長決定	要綱第 165 号
改正	平成 28 年 4 月 1 日	区長決定	要綱第 185 号
改正	平成 29 年 3 月 15 日	区長決定	要綱第 27 号
改正	平成 30 年 3 月 22 日	区長決定	要綱第 49 号
改正	平成 30 年 3 月 30 日	区長決定	要綱第 95 号
改正	平成 30 年 10 月 1 日	区長決定	要綱第 518 号
改正	平成 31 年 3 月 27 日	区長決定	要綱第 61 号
改正	令和 3 年 8 月 6 日	部長決定	要綱第 278 号
改正	令和 7 年 3 月 13 日	区長決定	要綱第 39 号

(目的)

第1条 この要綱は、家庭的保育事業、小規模保育事業および居宅訪問型保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の事業経費負担を緩和し、事業実施の安定化を図ることで、児童の保護者に多様な保育事業の提供を促進し、児童福祉の向上を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定による確認を受けた事業者に対し、品川区が家庭的保育事業等に要する運営経費等に係る補助金（以下「補助金」という。）を交付することおよび家庭的保育事業等に対する、同条第5項に規定する地域型保育給付費（以下「給付費」という。）に係る法定代理受領（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第2条第16号に定めることをいう。）の手續について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、「品川区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例（平成26年品川区条例第24号。以下「条例」という。）」で使用する用語の例による。

2 この要綱において「一時保育事業」とは、家庭的保育事業等を実施する者が、事業の利用者が定員に満たない場合に、空き定員を利用して、保育を要する児童を一

時的に預かることをいう。

(対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金および給付費（以下「補助金等」という。）の対象事業は、第1条に規定する家庭的保育事業等のうち、区長の認可を受けたものとする。

(交付条件)

第4条 補助金等は、子ども未来部長が別に定める条件を付して交付する。

(補助事業者)

第5条 補助金等の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に定める補助事業等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 家庭的保育事業 家庭的保育者
- (2) 小規模保育事業 小規模保育事業の事業所代表者
- (3) 居宅訪問型保育事業 居宅訪問型保育事業の事業所代表者

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表に掲げる経費について、同表に定める基準額に基づき算定された額の合計額とする。ただし、予算の範囲内に限る。

(補助金等の交付申請)

第7条 別表に掲げる運営費（以下「運営費」という。）に係る補助金等の交付を受けようとする補助事業者は、品川区家庭的保育事業等給付費等交付申請書（第1号様式。以下「給付費等交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、区長に申請するものとする。

- 2 別表に掲げる開設準備費（以下「開設準備費」という。）に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付申請書（第2号様式。以下「開設準備費補助金交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、補助事業を開始した日から60日以内または補助事業に該当すると区長が認めた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、開設準備費補助金交付申請書を区長に提出するものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 別表に掲げる居宅訪問型保育事業の交通費（以下「交通費」という。）に係る補助金の交付を受けようとする補助事業者は、品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付申請書（第2号様式の2。以下「交通費補助金交付申請書」という。）に必要な書類を添えて、区長に申請するものとする。

(交付の決定および通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定により給付費等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、運営費の補助金等の交付の可否について決定する。

2 区長は、前項の規定により、補助金等の交付を決定した場合においては品川区家庭的保育事業等給付費等交付決定通知書（第3号様式）により、補助金等を交付しないことを決定した場合においては品川区家庭的保育事業等給付費等不交付決定通知書（第4号様式）により、速やかに当該申請をした者に通知する。

3 区長は、前条第2項の規定により開設準備費補助金交付申請書の提出があったときは、これを工事契約書の写し等の必要書類および現地調査等の方法により審査し、開設準備費の補助金の交付の可否について決定する。

4 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合においては品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金を交付しないことを決定した場合においては品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、速やかに当該申請をした者に通知する。

5 区長は、前条第3項の規定により交通費補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交通費の補助金の交付の可否について決定する。

6 区長は、前項の規定により、補助金の交付を決定した場合においては品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付決定通知書（第6号様式の2）により、補助金を交付しないことを決定した場合においては品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金不交付決定通知書（第6号様式の3）により、速やかに当該申請をした者に通知する。

(補助金等の交付請求)

第9条 補助事業者は、前条第2項の規定による補助金等の交付の決定を受けたときは、区長に対し、別に定める日までに品川区家庭的保育事業等給付費等交付請求書（第7号様式）により、補助金等の支払を請求するものとする。

2 補助事業者は、前条第4項の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、区長に対し、補助事業実施後速やかに、品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付請求書（第8号様式）により、補助金の支払を請求するものとする。

3 補助事業者は、前条第6項の規定による補助金の交付の決定を受けたときは、区長に対し、別に定める日までに品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付請求書（第8号様式の2）により、補助金の支払を請求するものとする。

4 区長は、前3項の規定による請求があったときは、当該請求に係る補助金等を補助事業者に対し支払うものとする。

5 運営費、開設準備費および交通費に係る補助金等の支払は、品川区会計事務規則

(昭和39年品川区規則第5号。以下「会計規則」という。)第88条第1項第3号の規定により、概算払とすることができる。

(補助事業の変更の承認)

第10条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第9号様式)により区長の承認を受けなければならない。ただし、第1号および第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、または廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査する。

3 区長は、前項の規定による審査により、補助事業の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業変更・中止・廃止承認書(第10号様式)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の廃止に係る補助金の返還)

第11条 区長は、第9条第4項の規定により開設準備費に係る補助金を交付した場合において、補助事業の実施期間が5年未満である間に前条の規定により補助事業の廃止の承認をしたときは、補助事業者に当該開設準備費に係る補助金の交付額に次の各号に掲げる補助事業の実施期間の年数に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を返還させなければならない。補助事業の実施期間は、子ども・子育て支援新制度施行前の家庭的保育事業の開設日から通算する。

- (1) 1年未満 50パーセント
- (2) 1年以上2年未満 40パーセント
- (3) 2年以上3年未満 30パーセント
- (4) 3年以上4年未満 20パーセント
- (5) 4年以上5年未満 10パーセント

(事故報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業事故報告書(第11号様式)により区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該補助事業者に適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）の四半期ごと（第4四半期を除く。）に、補助事業の遂行の状況について、当該四半期の終了後30日以内に品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業等実施状況報告書（第12号様式）により区長に報告しなければならない。ただし、当該四半期に補助事業を廃止した場合は、この限りでない。

(遂行命令等)

第14条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査または補助事業者が提出する前条に規定する報告書その他これに類するものにより、当該補助事業者の実施する補助事業が補助金の交付の決定の内容または当該決定に付した条件（以下「決定内容等」という。）に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者にこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを、品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業遂行命令通知書（第13号様式）により命ずることができる。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（第10条の規定により区長が廃止の承認をしたときを含む。）または補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業の完了の日または当該会計年度終了の日から60日以内に、品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業等実績報告書（第14号様式。以下「実績報告書」という。）により、区長に実績を報告しなければならない。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めたときは、その報告に係る補助事業の成果が決定内容等に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条第2項の規定による審査または調査の結果、補助事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、補助事業者に品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業是正命令通知書（第15号様式）により当該事業につき、決定内容等に適合させるための処置をとるべきことを命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による命令により必要な処置をした場合は、区長に対し、実績報告書によりその結果を報告しなければならない。

(補助金の精算)

第17条 区長は、第9条第5項の規定により補助金の交付を概算払とした場合において、第15条の規定による実績の報告を受けたときは、速やかに補助事業者に品川区家庭的保育事業等運営費補助金精算書（第16号様式）により交付に係る補助金について精算をさせなければならない。

2 補助事業者は、前項の精算の結果、交付した補助金に残金が生じたときは、当該残金を速やかに返納しなければならない。

（交付決定の取消し）

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部または全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を家庭的保育事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第16条の規定により是正をもとめた結果、改善されないとき。
- (4) 補助事業の事業費の実績額が著しく交付申請の額を下回るとき。
- (5) 第4条の規定に基づき定める条件の規定事項に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、決定内容等、第16条の規定に基づく命令または法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、品川区家庭的保育事業等運営費等補助金交付決定取消通知書（第17号様式。以下「取消通知書」という。）により補助事業者に対し速やかに通知しなければならない。

（補助金の返還）

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し取消通知書により期限を定めて当該補助金の返還を命じなければならない。

（違約加算金）

第20条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき（第18条第1項第3号または第4号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。）は、補助事業者に対してその命令に係る補助金の受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の返還額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第21条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(補助金の一時停止)

第22条 区長は、この要綱またはこの要綱以外の要綱等に基づき交付された補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金または第20条第1項の違約加算金の一部または全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(財産の処分の制限)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金財産処分承認申請書（第18号様式）により、区長に対し、あらかじめ承認に係る申請をしなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認したときは、品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金財産処分承認書（第19号様式）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

3 区長は、補助事業者が前項の規定による承認を受けて財産を処分した場合において、収入を得たときは、当該補助事業者に当該収入の全部または一部に相当する額の返還を求めるものとする。

(書類の整備)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした書類を整備し、当該補助事業完了後5年間（開設準備費に係る補助金に関するものにあつては10年間とする。）保管しなければならない。

(消費税仕入控除税額の報告)

第25条 補助事業者は、開設準備費および交通費に係る補助事業完了後に消費税および地方消費税の申告により、開設準備費および交通費の補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税仕入税控除額」という。）が確定した場合は、品川区家庭的保育事業等補助金消費税仕入控除税額報告書（第20号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であつて、自ら消費税および地方消費税

の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税および地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

- 2 区長は、前項の規定による報告があった場合において、必要があると認めるときは、消費税仕入控除税額に相当する額の全部または一部を区に納付させるものとする。
- 3 区長は、設置者が第1項の規定により付した条件に違反した場合において、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を区に返還させるものとする。

（その他）

第26条 この要綱の実施について必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成28年11月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、新元号の施行に伴う改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 6 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第6条、第7条関係）

1. 家庭的保育事業

	項 目	内 容	区 分	金額（単位）
運 営 費	補助者安全経費	保育を安全に行うための補助者を配置した場合	補助者1人あたり （定員拡大に伴う補助者は除く）	96,000円 （月額）
	資格保有加算	家庭的保育者のうち、公定価格では加算されない幼稚園教諭・助産師・保健師の資格保有者の場合	月の初日に在籍している子ども1人あたり	5,270円 （月額）
	インフルエンザ予防接種費用	家庭的保育事業におけるインフルエンザの感染拡大を防止するため、職員がインフルエンザの予防接種を受けた場合	インフルエンザの予防接種を受けた職員1人あたり	3,000円（年額） ただし、インフルエンザの予防接種に係る費用の額が3,000円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。
保 育 設 備 改 修 等 事 業	保育環境向上事業費	・保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入、更新、改修等をした場合 ・当該補助を受け、改修等を行った設備等について再度補助を受ける場合は、改修後10年を経過していること。	開設後10年以上を経過した施設1か所につき	1,029,000円 （年額上限額）
	熱中症対策事業費	・熱中症対策として、家庭的保育事業等に冷房設備を設置または更新するための改修等を行う場合 ・当該補助を受け、改修等を行った設備等について再度補助を受ける場合は、改修後10年を経過していること。	1か所につき	1,029,000円 （年額上限額）
	開設準備費	事業実施に要する設備等の改修に要した経費、初度調弁経費	1か所につき	200,000円 （上限額）

	定員拡大に伴う初度調 弁経費	増定員 1 人あたり	67,000円 (上限額)
--	-------------------	------------	------------------

備考 インフルエンザ予防接種費用については、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

- (1) 助成の対象となる職員（以下「対象職員」という。）は、現に家庭的保育事業に勤務する職員であること。
- (2) インフルエンザの予防接種を受ける期間（以下「対象期間」という。）は、10月から翌年1月までであること。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。
- (3) 補助事業者が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。

2. 小規模保育事業

	項 目	内 容	区 分	金 額（単位）
運 営 費	資格保有加算	保育士以外の配置基準保育従事者のうち、公定価格では加算されない幼稚園教諭・助産師・保健師の資格保有者を配置している場合	月の初日に在籍している子ども1人あたり	5,270円 （月額）
	代替保育経費	配置基準職員の休憩・研修・休暇および職員体制強化のための職員を配置している場合	配置基準職員 1人あたり	48,000円 （月額）
	インフルエンザ予防接種費用	小規模保育事業におけるインフルエンザの感染拡大を防止するため、職員がインフルエンザの予防接種を受けた場合	インフルエンザの予防接種を受けた職員1人あたり	3,000円（年額） ただし、インフルエンザの予防接種に係る費用の額が3,000円より低い場合は、当該費用の額と同額とする。
保 育 設 備 改 修 等 事 業	保育環境向上事業費	・保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品やフローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新および改修等をした場合 ・当該補助を受け、改修等を行った設備等が再度補助を受ける場合は、改修後10年を経過していること。	開設後10年以上を経過した施設1か所につき	1,029,000円 （年額上限額）
	熱中症対策事業費	・熱中症対策として、家庭的保育事業等に冷房設備を設置または更新するための改修等を行う場合 ・当該補助を受け、改修等を行った設備等が再度補助を受ける場合は、改	1か所につき	1,029,000円 （年額上限額）

		修後10年を経過していること。		
開設準備費	事業実施に要する設備等の改修に要した諸経費	1ヵ所につき定員1人あたり	300,000円 (上限額)	
開設前施設賃借料	事業者が開設前に施設を賃借して実施する場合	開設前2ヵ月以内の家賃実費分 定員1人あたり	20,000円 (月額上限額)	

備考 インフルエンザ予防接種費用については、次に掲げる要件を満たす場合に限る。

- (1) 対象職員は、現に小規模保育事業に勤務する職員であること。
- (2) 対象期間は、10月から翌年1月までであること。ただし、区長が特別の必要があると認めるときは、他の月についても対象期間とすることができる。
- (3) 補助事業者が費用を負担して、対象職員が対象期間内にインフルエンザの予防接種を受けたことが確認できる書類の写しを添付すること。

3. 居宅訪問型保育事業

項 目	内 容	区 分	金額 (単位)
交通費	次に掲げる経費 (1) 保育者が児童の居宅まで通うために要する交通機関を使用したときの費用 (2) 障害または疾病を有する児童の保育を行う場合において、保育者が条例第41条に規定する連携する障害児入所施設その他の区の指定する施設と児童の居宅とを移動する際に必要となる交通機関を使用したときの費用	児童1人あたりの交通費の実費相当分	20,000円 (月額上限額)

第1号様式（第7条関係）

品川区家庭的保育事業等給付費等交付申請書

品川区長 様

事業者所在地

事業者名
施設所在地
施設名

代表者名

申 請 金 額

年度 月分

地域型保育給付費および品川区家庭的保育事業等運営費補助金について、上記の金額を申請します。

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付申請書

品川区長 あて

申請者	施 設 名
	施設所在地
	事 業 者 名
	所 在 地
	役 職 名
	代表者氏名

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業の内容

- (1) 補助事業の名称
- (2) 補助事業の実施場所
- (3) 工事完了日
- (4) 認可年月日

3 補助金交付申請額 金 円

算出基礎は別紙補助開設経費内訳書のとおり

4 添付書類

- (1) 平面図
- (2) 上記3の根拠資料

品川区長 あて

年度 月分品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金について、品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額 金 円

2. 交通費内訳 別紙のとおり

第 号

品川区家庭的保育事業等給付費等交付決定通知書

補助事業者 様

品川区長 印

品川区家庭的保育事業等給付費等について、下記のとおり決定します。

記

1. 施設名
2. 交付決定額
3. 内 訳

品川区家庭的保育事業等給付費等不交付決定通知書

補助事業者 様

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった給付費等については、下記の理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1. 施設名
- 2. 理由

第5号様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付決定通知書

補助事業者 様

品川区長 印

品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱に基づく、開設準備費補助金の交付を下記のとおり決定します。

記

1 施設名

2 交付決定額 金 円

第6号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金不交付決定通知書

補助事業者名 様

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記の理由により補助しないことに決定したので通知します。

記

1 施設名

2 理 由

第 6 号様式の 2（第 8 条関係）

第 年 月 日 号

品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付決定通知書

補助事業者 様

品川区長



品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第 8 条第 5 項の規定に基づき、品川区居宅訪問型保育事業家賃補助金の交付を下記のとおり決定します。

記

1 事業所名

2 交付決定額 金 円

第 6 号様式の 3（第 8 条関係）

第 年 月 号
年 月 日

品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金不交付決定通知書

補助事業者名 様

品川区長



年 月 日付で申請のあった補助金については、下記の理由により補助しないことに決定したので通知します。

記

1 事業所名

2 理 由

第7号様式（第9条関係）

品川区家庭的保育事業等給付費等交付請求書

年 月 日

品川区長 様

事業者所在地

事業者名
施設所在地
施設名

代表者名

印

請 求 金 額

年度 月分

地域型保育給付費および品川区家庭的保育事業等運営費補助金について、上記の金額を請求します。

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付請求書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

件名 品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金について
(月分)

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 様

所在地

施設名

請求者住所

氏名



品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付請求書

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

件名 品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金について
(月分)

上記金額を請求します。

年 月 日

品川区長 様

所在地

事業所名

請求者住所

氏名



第9号様式（第10条関係）

年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金 補助事業変更・中止・廃止承認申請書

品川区長 あて

施設名
施設所在地
補助事業者
所在地
役職名
代表者氏名

年 月 日付 第 号で交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等運営費補助金に係る補助事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

- 1 変更内容
- 2 変更・中止・廃止の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響および効果
- 4 中止・廃止後の措置
- 5 中止の期間

（注）（1）変更の場合は、4および5には記載しないこと。

（2）中止または廃止の場合は、1および3（廃止の場合は5を含む。）には、記載しないこと。

第 1 0 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金 補助事業変更・中止・廃止承認書

補助事業者名 様
品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区家庭的保育事業等運営費補助金に係る
補助事業の変更・中止・廃止については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 承認する事項
変更（その内容）
中止（中止の期間）
廃止
- 2 中止・廃止後にとるべき措置

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業事故報告書

品川区長 あて

施 設 名
施設所在地
補助事業者
所 在 地
役 職 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等運営費補助金に係る補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

- 1 事故の内容
- 2 理由
- 3 事故に対する措置
- 4 事故が補助事業に及ぼす影響
- 5 備考

品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業等実施状況報告書

品川区長 あて

施 設 名
施設所在地
補助事業者
所 在 地
役 職 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号、 年 月 日付 第 号、 年 月 日付
第 号をもって交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等運営費補助金等について、
年 月 日までの補助事業の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施状況

区 分	補 助 事 業 の 実 施 状 況
保育従事者	
保育目標	
保育内容	
子どもの様子	
職員の取組	
その他	

2 補助金等に係る収支計算の状況

収 入	費 目	予算額 (A)	収納済額 (B)	未収納額 (A－B) (C)	備 考
	補助金等	円	円	円	
	保護者負担金	円	円	円	
	延長保育料	円	円	円	
	そ の 他	円	円	円	
		円	円	円	
	合 計	円	円	円	
支 出	費 目	予算額 (F)	支払済額 (G)	未支払額 (F－G) (H)	備 考
	人件費	円	円	円	
	管理運営費	円	円	円	
	事業運営費	円	円	円	
	その他の経費	円	円	円	
	合 計	円	円	円	

3 補助事業の完了見込時期 _____ 年 3 月 3 1 日

4 備考

第 1 3 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業遂行命令通知書

補助事業者名 様

品川区長 印

年 月 日付 第 号で通知した品川区家庭的保育事業等運営費補助金に係る補助事業の遂行を下記のとおり命じます。

記

- 1 施設名
- 2 命ずる措置
- 3 理由

品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業等実績報告書

品川区長 あて

施 設 名
施設所在地
補助事業者
所 在 地
役 職 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等給付費等について、補助事業の実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定を受けた補助金等の額 _____円
- 2 補助事業に要した経費の額 _____円
- 3 補助事業の成果
- 4 補助金等に係る収支計算

収 入	費 目	予算額 (A)	実 績 額			増減(Δ)額 (D-A) (E)	備 考
			収納済額(B)	未収納額(C)	計(B+C) (D)		
入	補助金等	円	円	円	円	円	
	保護者負担金	円	円	円	円	円	
	その他	円	円	円	円	円	
	合 計	円	円	円	円	円	
支 出	費 目	予算額 (F)	実 績 額			増減(Δ)額 (I+F) (J)	備 考
			支払済額(G)	未支払額(H)	計(G+H) (I)		
出	人件費	円	円	円	円	円	
	管理運営費	円	円	円	円	円	
	事業運営費	円	円	円	円	円	
	その他の経費	円	円	円	円	円	
	合 計	円	円	円	円	円	

※費目別内訳は別紙補助事業費目別内訳書記載のとおり

- 5 補助事業の完了、中止または廃止年月日
完了・中止・廃止 年 月 日
- 6 備考

第 1 4 号様式の別紙

補助事業費目別内訳書

1 収入（合計 円）

（１）補助金

項目	予算額（円）	収入額（円）	備考
計			

（２）保護者負担金

項目	予算額（円）	収入額（円）	備考
基本料金			
時間外保育料金			
実費徴収額			
計			

（３）その他

項目	予算額（円）	収入額（円）	備考
計			

2 支出（合計 円）

（１）人件費

種別	予算額 (A)	実績				増減（△） 額（B－A） (C)	補助 金充 当額	備考
		人員	期間	単価	実績額(B)			
保育従事者	円			円	円	円	円	
補助者								
代替保育士								
計								

(2) 管理運営費

種別	予算額 (A)	実績				増減(△) 額(B-A) (C)	補助 金充 当額	備考
		仕様	数量	単価	実績額(B)			
賃金	円			円	円	円	円	
旅費								
その他								
計								

(3) 事業運営費

種別	予算額 (A)	実績				増減(△) 額(B-A) (C)	補助 金充 当額	備考
		仕様	数量	単価	実績額(B)			
	円			円	円	円	円	
計								

(4) その他の経費

種別	予算額 (A)	実績				増減(△) 額(B-A) (C)	補助 金充 当額	備考
		仕様	数量	単価	実績額(B)			
	円			円	円	円	円	
計								

第 1 5 号様式（第 1 6 条関係）

年 第 月 号 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金補助事業是正命令通知書

補助事業者名 様

品川区長 印

年 月 日付で実績報告のあった品川区家庭的保育事業等運営費補助金に係る補助事業の是正のための措置を下記のとおり命じます。

記

- 1 施設名
- 2 命ずる措置
- 3 理由
- 4 必要な処置をとったときは、その結果を所定の様式により区長に報告しなければなりません。

第 1 6 号様式（第 1 7 条関係）

年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費補助金 精算書

品川区長 あて

施 設 名
施設所在地
補助事業者
所 在 地
役 職 名
代表者氏名

印

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等運営費補助金について、下記のとおり精算します。

記

1 精算

交付決定を受けた補助金額	金	円
使 用 額	金	円
返 還 額	金	円

2 精算内訳書

別紙のとおり

第 17 号様式（第 18 条、第 19 条関係）

第 号
年 月 日

品川区家庭的保育事業等運営費等補助金交付決定取消通知書

補助事業者 様

品川区長 印

年 月 日付 第 号で通知した品川区家庭的保育事業等運営費等補助金の交付決定を、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

（既に補助金を交付しているときは、次の文章を付け加える。）

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命じます。

記

1 施設名

2 取消しの範囲

3 理由

（補助金の返還を命ずるときには、次の各項を付け加える。）

4 返還する金額

5 返還期日 年 月 日

6 違約加算金

年 月 日付品川区家庭的保育事業等給付費等交付決定通知書による運営費補助金、年 月 日付品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金交付決定通知書による開設準備費補助金または年 月 日付品川区居宅訪問型保育事業交通費補助金交付決定通知書による交通費補助金の金額を返還するとともに、品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第 20 条および第 21 条の規定により違約加算金を納付しなければなりません。

年 月 日

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金 財産処分承認申請書

品川区長 あて

施 設 名
施設所在地
補助事業者
所 在 地
役 職 名
代表者氏名

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知を受けた品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金に係る財産を処分したいので、申請します。

記

1 処分しようとする財産および処分の理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

（注）処分の方法の欄には、目的外使用、譲渡、交換、貸付けまたは担保の提供の別を記載すること。

2 処分の相手方

氏名（名称および代表者の氏名）	住 所	使用の目的および条件

第 19 号様式（第 23 条関係）

第 号
年 月 日

品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金 財産処分承認書

補助事業者名 様

品川区長 印

年 月 日付で申請のあった品川区家庭的保育事業等開設準備費補助金に係る財産の処分については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 施設名
- 2 処分を承認する財産、処分の方法および処分の時期
- 3 処分の相手方
- 4 処分の制限解除の条件

第20号様式（第25条関係）

年 月 日

品川区長 あて

施設名
施設所在地
補助事業者
所在地
役職名
代表者氏名

品川区家庭的保育事業等補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた、品川区家庭的保育事業等補助金のうち、品川区家庭的保育事業等運営費等に関する要綱第25条第1項の規定に基づき、消費税および地方消費税の仕入控除税額を、下記のとおり報告します。

記

1 確定申告年月日

2 決算期間

3 消費税および地方消費税の申告の有無

4 仕入控除税額の計算方法

5 消費税および地方消費税
の仕入控除税額

金

円

※積算根拠となる資料を添付してください。